

## 和歌山県地域密着型サービス外部評価調査員養成研修機関一覧

令和6年10月24日

名 称	株式会社第三者評価機構
代 表 者	代表取締役 曾根 真奈美
所 在 地	静岡県静岡市葵区材木町8番地1 柴山ビル1F-A
電 話 番 号	054-266-7675
メールアドレス	3hyouka@3hyouka.com
指 定 年 月 日	令和6年10月24日

(株)第三者評価機構 本社研修部  
地域密着型サービス外部評価調査員養成研修実施に関する規程

(目的)

第1条 厚生労働省老健局計画課長通知(老計発第 1017001 号、平成 18 年 10 月 17 日)「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第 97 条第 8 項等に規定する自己評価・外部評価の実施について」に基づき、認知症対応型共同生活介護事業所(以下、グループホーム)が提供に関するサービスの外部評価を実施するにあたり、必要な知識及び技術を習得するとともに、評価の信頼性を確保するために、評価の視点や基準を共有することを目的とする。

(名称)

第2条 開催名称は、次の通りである。新規養成の場合は、「〇年度和歌山県地域密着型サービス外部評価調査員新規養成研修」とする。更新研修は「〇年度和歌山県地域密着型サービス外部評価調査員更新研修」とする。

(所在地)

第3条 (株)第三者評価機構 本社研修部(以下、本部という)の事務局を静岡県静岡市葵区材木町8番地1柴山ビル1F-Aに置く。

(実施場所)

第4条 実施場所は貸会議室とし、本部にて続き、手配する。ただし、オンライン研修を選択することも可能としており、この場合は本部にて直接配信をおこなう。

(研修課程、研修期間)

第5条 研修はA、B、C、3つのコースがあり、状況によって選択できるものとする。Aコースは30名以上の申し込みがあった場合に限る。研修期間は4日間とする。Bコースはオンライン研修であり、概ね2ヶ月の期間を要するが、参加者数は問わない。Cコースは更新研修をおこなう場合のプログラムである。

- 2 各コースの研修課程は、別紙(外研-001、外研-002、外研-003)に記載するものとする。
- 3 Cコースの更新研修については年1回(日)おこなうものとする。更新研修を連続欠席した場合は規定保管期間を過ぎたことを確認のうえ、機関管理の登録から抹消するものとする(認定に係る保管書面を廃棄する)。

(責任者)

第6条 本部に事務局を置き、事業責任者として「事務局長」を置く。但し、事務局長とは研修部長の兼任者である。

(事務員)

第7条 本部事務局には会計・事務全般を担う「事務担当」を置く。

(講師)

第8条 講師は次の3名で構成する(兼務となる場合もある)。  
認知症対応型共同生活介護事業者、外部評価調査者、養成研修機関研修部責任者

(認定方法)

第9条 Aコースは試験があるが、不合格はない(所属機関預け)。Bコースはレポート提出に不備並びに洩れがなければ認定をおこなう。Cコースは遅刻のない出席を以て認定とする。

全てのコース共通で遅刻、欠席の場合認定はおこなえない。

(受講資格)

第 10 条 ABCいずれのコースも参加者は次の要件を満たすことが望ましい。①福祉又は医療の分野(家庭内介護も可)の実務経験、又は評価の実務経験が2年以上ある者。②第三者として客観的な観点から評価を行うことができると認められる者であること。③現にグループホームを運営、若しくは当該グループホームの事業所に勤務し、又は当該サービスを提供する事業者により組織される団体の役職員ではない者。さらに、Bコースはオンライン受講を可能とする環境(※)を整備できる者とする。 ※パソコンおよびメールアドレスを持つ者のみとする。

いずれの参加者も調査機関の推薦を以って参加するものであり、参加者を送り出す調査機関は、不測の事態にあたり研修機関に協力可能であることを前提とする。

(受講手続き)

第 11 条 本部ホームページを通じて募集をおこなう。受講料の確認を以て受講票をメールにて送信するものとする。

(受講料)

第 12 条 Aコースは4万4千円、Bコースは3万3千円とする。但し、認知症対応型共同生活介護事業者への訪問実習を実施する際は、別途事業者に3千円の謝金を支払うものとする(研修受講者と事業者とで直接のやりとり)。但し事業者が「現金の受け取りができない」場合は、相当物品の届けでも可とする。Cコースの更新研修は8千8百円とする。いずれも消費税込み。

(記録、保存)

第 13 条 研修の受講状況を把握するとともに、保存については電子記録を5年、書面記録を3年とする。但し、登録と更新に係る書面については、登録抹消者を除き本事業継続期間において永久保存とする。

(苦情解決)

第 14 条 本部に「苦情受付担当者」「苦情解決責任者」を置く。

(情報の管理)

第 15 条 本室は、別に定める「守秘義務規程」に則って、事業実施に関する情報全般を管理し、研修参加者の個人情報第三者に漏洩しないよう適切な管理を行うものとする。  
なお、研修参加には守秘義務確認シート(「誓約書」)に署名を求めるものとする。

(研修)

第 16 条 本部は、評価調査者養成機関として事業者、利用者からの信頼をより高めるため、福祉制度に関する内部研修を継続して実施するものとする。

附 則

この規程は、令和6年9月30日から施行する。